

「地方財政を巡る最近の国の動きについて～都財政への影響を踏まえて～」〈概要〉

平成22年10月
東京都

1 地方財政の現状と最近の国の動向

- 地方財政を巡る国の動きを見ると、税制の抜本的改革の全体像や地方税財源のあるべき姿が提示されないまま、局所的な議論が進められようとしている
- 地方税財源の拡充という本質的な問題に対して、真正面から取り組むことこそ、国が採るべき本来の道筋



こうした認識に立ち、国の具体的な動向について都財政に与える影響を踏まえながら、本質的な議論につながる問題提起を行う

2 国の動向に対する問題提起

(1) 法人事業税の不合理な暫定措置

- 地方税の原則を歪め、東京の財源を不合理に奪う法人事業税の暫定措置は、直ちに撤廃すべき

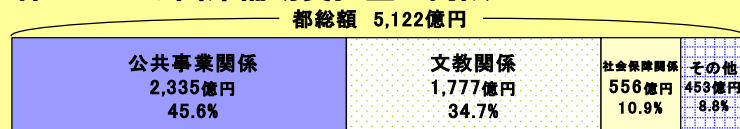
都への影響額：▲1,902億円 (22年度当初予算ベース)
 <東京を支える都市インフラの維持管理費用(年間)の約5倍に相当>

- 暫定措置の影響の穴埋めとして、基金を取り崩して対応せざるを得なくなっており、このことは、これまで培ってきた財政対応力の低下につながるもの
- 地方の財源不足の問題は、都市の財源を地方自治体間の財政調整の手段とする小手先の対策では本質的な解決につながらず、国の責任で解消すべき
- 暫定措置は、国の成長の牽引役である東京の活力を削ぎ、国自らが掲げる新成長戦略にも支障をきたす。日本全体の成長という観点からも、暫定措置は直ちに撤廃すべき

(3) 国庫補助負担金の一括交付金化

- 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すべき

都における国庫補助負担金の内訳 (22年度当初予算ベース)



- 国は23年度以降、投資的な国庫補助負担金から段階的に一括交付金化を進める。
- 都における国庫補助負担金は、公共事業関係が総額の約半分を占める。一括交付金が導入され、総額削減などが行われた場合、都財政への影響は大きい。

(2) 法人実効税率の引下げ

- 法人実効税率の引下げは、税制の抜本的改革全体の中で議論すべき
- その際には、地方財政に影響を与えないよう、十分な配慮が必要

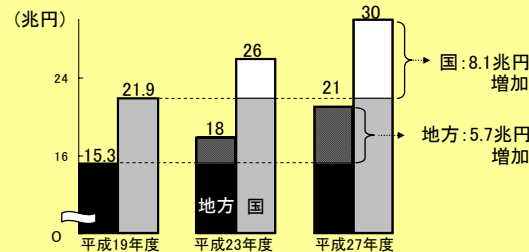
都への影響額： 現行の実効税率40.69%から25%まで引き下げた場合
▲約5,100億円 (22年度当初予算ベース) <現在の法人二税等 約1兆3,100億円>

- 税の性格から、国による一方的な政策誘導の手段としてなじまない。
- 法人二税は、地方の基幹税であり、税率の引下げは、地方にとって大幅な減収となる。
- 地方は日本の成長の重要な担い手であり、国家戦略として税率を引き下げるとしても地方にまで影響を与えるべきではない。

(4) 地方消費税の拡充

- 地方分権に資する地方税源の拡充を図るため、地方消費税の拡充については、直ちに税制の抜本的改革の中で、消費税の税率引上げと一体的に議論を始めるべき

社会保障関係費に関する将来推計



- 少子高齢化の進展などにより国・地方とも財政需要の大幅な増加は避けられない状況

- 地方消費税とともに消費税の税率引上げは不可欠

グラフは、経済財政諮問会議(平成20年第28回)配布資料より作成